

書 評

山口輝臣（編）
『戦後史のなかの「国家神道」』
（山川出版社、2018年）

新田 均（皇學館大学）

本書の企画は、平成29年11月12日に開催された史学会第115回大会日本支部会・近代史部会のシンポジウム「戦後史のなかの「国家神道」」から生まれた。ここに集められた論考とコラムを貫いている基本的な見方と方法は、山口輝臣による冒頭の「この本が考えようとしていること — 編者のはしがき」で明示されている。

- ①. 「国家神道」という考え方は、基本的には戦後の産物である。
- ②. 「国家神道」は、戦後日本における政策・社会運動・宗教運動などと切り離して理解することはできない。
- ③. その本質を理解するためには、「国家神道」を研究するという営為そのものを、戦後の歴史の中に位置付け、その軌跡から検討し直す必要がある。

この視角から、「I部「国家神道」まで」には2本の論考と3本のコラム、「II部「国家神道」をつくる」には2本の論考と4本のコラム、「III部「国家神道」のこれから」には2本の論考と3本のコラム、さらに付録として「国家神道」関連年表、「国家神道」主要文献抜粋、「国家神道」研究主要参考文献が載せられている。

本論集の結びに当たるIII部6章、山口輝臣「「国家神道」をどうするか」では、「国家神道」という用語は、戦前の限定的な使用に由来し、加藤玄智による拡大解釈、「神道指令」による急激な普及という過程を経ているものの、戦後の平和と民主主義に対置される「旧日本そのもの」と見なされ、「さまざまなものを包摂し、いわゆるマジックワード化していく」（181頁）のは、靖国神

社国家護持反対などの一九五〇年代から七〇年代の「運動の季節を経て、はじめてできあがった」(184頁)との見方が示されている。この「国家神道」の「再創造」を行ったのが村上重良であり、彼の『国家神道』(岩波新書、昭和45年)には定義拡大のみならず、運動としての「実践性」(186頁)が不可分に織り込まれていた。そして、この村上「国家神道」は宮沢俊儀『憲法Ⅱ』での参照指示の追記と、津地鎮祭訴訟における最高裁判決によって「公定」(187-188頁)されることになったという。

この村上『国家神道』は、さまざまな学問的批判に晒されて「刊行から四半世紀ほどで、すでに瀕死の状態」(190頁)となる。しかし、「新しい歴史教科書をつくる会」の運動や、小泉純一郎首相による靖国参拝などをきっかけとして、対向運動としての「国家神道」の「再創造」の試みがまたもや現れる。それが島薮進『国家神道と日本人』(岩波新書)だったが、これについて山口は「全体として、それはなんら新しい地平を切り拓くものではなかった」(191頁)、「ある程度専門的に研究したことのある研究者(中略)のなかに、支持者はほとんどいないのではあるまいか」(192頁)、「理由は簡単で、専門的な研究を進めていくにあたり、島薮の説は一向に役立たないからである」(193頁)と批判している。

このように述べた後、山口は、これからの研究の方向性として、「国家神道」という枠を外すべきだとの従来の自説を繰り返し、「勇気を奮って、長めのスパンを扱った実作」を世に問い、「最先端の研究との整合性がより高い像を社会に提供」することと、「研究基盤の整備」と「史料面でのインフラ」(197頁)の必要性を強調している。

本書に納められたその他の論考とコラムは、彼の基本認識を様々な角度から根拠づけたり、多様性を付与したりという配置になっている。

I部1章、藤田大誠「『国家神道』概念の近現代史」は、本書の前提となる「国家神道」概念史を戦前に重点を置いて解説したものである。その中で藤田は、私の行った「国家神道」研究史の整理を、「明快であるが故に、ともすれば他者の議論を「広義」か「狭義」かのどちらかに強引に押し込みレッテル貼りしかねないという恐れもあるが、少なくとも複雑な議論を含む「国家神道」

研究に馴染みのない「非専門家」に対する「掴み」としては有効であろう」(7頁)と評している。本書の全体を通読していただければお分かりになることだが、藤田の評価とはいささか違って、私の研究史の整理と“勇気を奮って、長めのスパンを扱った実作”は、「非専門家」に対する「掴み」としてだけでなく、今日の「国家神道」研究——藤田のこの論考も含めて——の暗黙の前提や様々な要検討事項となっている。この点については、藤田の「複雑な議論を含む」解説よりも、巻末の、要を得た「『国家神道』主要文献抜粋」を御覧いただく方がよいだろう(註)。

本論考における藤田の主張の核は戦後の「広義の国家神道」のルーツは、戦前における「神道」概念の拡張にあり、加藤玄智の「国家的神道」論はその一部にすぎないというところにある。しかし、昭和12年から15年に刊行された『神道大辞典』が「明らかに加藤玄智の説である」、「国家的神道」の項目を立て、しかもそれが「広義の神道」と実質的に「同様」であるという藤田自身の指摘によって、藤田の主張は揺らいでしまっている(30頁)。

II部3章、昆野伸幸「村上重良「国家神道」論再考」は、服部之総(講座派)の影響を受けた村上が、革命への「前進性」を備えた存在と見て、1950年代後半から「近代民衆宗教」研究へ、1960年代には「新興宗教」研究へと進んでいく過程を追い、さらに1966年の「建国記念の日」の制定を契機に、神社神道が皇室祭祀と結びつくことへの警戒心を強め、「国家神道」研究に舵を切るまでを描いている。そして、村上「国家神道」の「国体の教義」は「一九六〇年代後半の反動攻勢の盛り上がりやを踏まえて成立した概念だといえる」(83頁)、「国家神道」概念は「一九六〇年代後半および村上の批判意識に規定された、極めて歴史性の強い概念だった」(83-84頁)と結論づけている。

II部4章、須賀博志「戦後憲法学における「国家神道」像の形成」では、戦後の憲法学界における「国家神道」像は、村上重良の『国家神道』の「影響が圧倒的」(93頁)であることを先ず指摘し、その像が、主に戦後における美濃部達吉や宮沢俊義の著作を経て、津地鎮祭訴訟の訴訟過程や判決によって「公定」される経緯を描いている。

これらの論考の他にも興味深い論考やコラムがあるが字数の関係で割愛す

る。

かつて私は「広義の国家神道」について次のように書いた。「学術用語であるばかりではない。GHQが用いたことで政治・政策用語ともなり、そこで付加された「抑圧」「侵略」といった要素によってマルクス主義史観との親和性を持ち、さらに「政教分離」「反戦平和」といった思想や運動に利用されることで強いイデオロギー性も帯び、ある種の「感情」まで伴うことになった。それらが一体となって発する自由な思索・発想・解釈に対する拘束性や抑圧性。それゆえに、純粋な学術用語（中略）として使用することはもはや不可能なのではあるまいか」（『宗教研究』85巻2輯、2011年、375頁）

私が8年前に提起した見方に、本書の登場によってようやく光が当たり、新たな学問的裏付けを得たことを大変喜ばしく思う。

註

藤田には、明治期以降の近代日本における国学、「近代国学」について、纏まった一つの像を提示することを意図した『近代国学の研究』（平成19年12月、弘文堂）という著作がある。しかし、その狙いに反して、複雑な議論を含みすぎたためか、以下のような懸念を「非専門家」でなくとも抱かざるを得ない。

①明治以降、史学、法制史、文学、国語学へと解体されていった「近世国学」が、大正期以降は神道学へと「転生」しかけるが、未完成のまま終戦を迎えてしまい、結局「近代国学」という纏まりは形成できなかった、ということではないのか。②個々の国学継承者の活躍と、一つの纏まりとしての「近代国学」の存在は別の問題で、幕末維新期から昭和期までの国学の解体過程を通観しただけ、近代における様々な国学の流れを俯瞰しただけ、ではないのか。③敢えて「近代国学」という纏まりを想定しようとする手法は、島蘭「国家神道」論と思考法的には同類ではないのか。

なお、「他者の議論を「広義」か「狭義」かのどちらかに強引に押し込みレッテル貼りしかねない」という藤田の懸念が杞憂であることについては、拙論「最近の動向を踏まえた「国家神道」研究の再整理」『宗教法』第32号、2013年参照。